

原告側弁護士  
ジェフリー・E.プラントン第 2833 号  
マイケル J. S. モリヤマ第7003号  
郵便番号 96813-2419  
ハワイ州ホノルル市  
南ベレタニア通り 235 番地第 801 号室  
電話番号: (808) 586-2636

1ST CIRCUIT COURT  
STATE OF HAWAII  
FILED  
2009 MAR -2 PM 3: 39

J. KUBO  
CLERK

ハワイ州

第一巡回裁判区巡回裁判所

ハワイ州(消費者保護局)

原告

対

ハワイ州法人イオンド大学及び中野幾雄

被告

民事事件第 07-1-1671-09 号 GWBC  
(その他の民事訴訟)

最終判決(1)第一、第二、第三、第四、第五及び第六の訴因については、被告を勝訴とし、原告を敗訴とする(2)第七、第八、第九及び第十一の訴因については、原告を勝訴とし、被告イオンド大学を敗訴とする(3)第十及び第十一の訴因については、原告を勝訴とし、被告中野幾雄を敗訴とする。

公判審理

期日:2008年10月14日から17日まで  
裁判官:ゲリー W. B.チャン判事閣下

最終判決(1)第一、第二、第三、第四、第五及び第六の訴因については、被告を勝訴とし、原告を敗訴とする(2)第七、第八、第九及び第十一の訴因については、原告を勝訴とし、被告イオンド大学を敗訴とする(3)第十及び第十一の訴因については、原告を勝訴とし、被告中野幾雄を敗訴とする。

本法廷は、この最終判決に示す事実の認定及び法律的な結論に基づき、ここに、次のように判決するものである：

第一次修正訴状に示された第一、第二、第三、第四、第五及び第六の訴因について、被告を勝訴とし、原告を敗訴とすることを命令し、宣言し、判決する。

第一次修正訴状に示された第七、第八、第九及び第十一訴因について、次のように命令し、宣言し、判決する。

1. 原告を勝訴とし、被告イオンド大学を敗訴とする旨判決する。
2. 被告イオンド大学は、ハワイ修正法典第480-3条第一項の規定に基づき、原告に対し、民事上の制裁として総額2万ドル(20,000ドル)を支払う義務を有する。更に
3. 2008年12月1日又はその前を起点とし、その後引き続く毎日、被告イオンド大学及びその代理人、奉仕者、従業員、弁護士その他のイオンド大学に能動的に協力又は参加している者であって、直接的若しくは間接的に、個々人で又は他の者と共同して、又は会社若しくは他の手段を通じ、この判決の実際的な通知を受領したものは、ここに、ハワイ州内において、イオンド大学が適用対象である全ての法律の規定を遵守しない限り、かつ、遵守するようになるまで、カタログ及びウェブサイト等の情報提供のための資料を配布若しくは提供することを含め、かつ、それらに限らず、如何なる活動にも関与することを永久的に禁止されるものとする。

第一次修正訴状に示された第十及び第十一訴因について、次のように命令し、宣

言し、判決する。

1. 原告を勝訴とし、被告中野幾雄を訴とする旨判決する。
2. 被告中野幾雄は、ハワイ修正法典第480-3条第一項の規定に基づき、原告に対し、民事上の制裁として総額2千5百ドル(20,000ドル)を支払う義務を有する。

3. 中野幾雄及びその代理人、奉仕者、従業員、弁護士その他のイオンド大学に能動的に協力又は参加している者であって、直接的若しくは間接的に、個々人で又は他の者と共同して、又は会社若しくは他の手段を通じ、この判決の実際的な通知を受領したものは、ここに、同人がイオンド大学の登録済の代理人であることを示す何らかの書面をハワイ州政府に対し提出することを直ちにかつ永久的に禁止されるものとする。

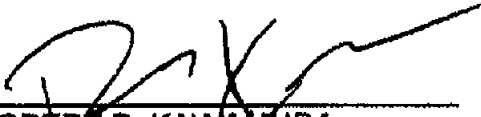
何れの関係者についても残余の請求は存在しないものとする。残余の請求は、如何なるものであれ、ここに、棄却するものとする。

日付:ハワイ州ホノルル市 MAR 02 2009

ゲリーW.B.チャン (SEAL)

Judge of the above-entitled case

法律上の様式に適合している旨の同意

  
ROBERT D. KAWAMURA  
被告代理人

民事事件第 07-1-1671-09 号 GWBC ハワイ州対ハワイ州法人イオンド大学及び中野幾雄: 最終判決最終判決 (1) 第一、第二、第三、第四、第五及び第六の訴因については、被告を勝訴とし、原告を敗訴とする (2) 第七、第八、第九及び第十一の訴因については、原告を勝訴とし、被告イオンド大学を敗訴とする (3) 第十及び第十一の訴因については、原告を勝訴とし、被告中野幾雄を敗訴とする。